

農林第753号
令和7年12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮古市長 中村尚道

市町村名 (市町村コード)	宮古市 (202)
地域名 (地域内農業集落名)	老木地区 (老木、根城)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化が進んでおり、規模の大小に関わらず後継者不在の農家が増えていることから、今後ますます耕作放棄地が増えることが懸念される。
また、山間地域は農地条件が悪いことで作業効率が低くなってしまっており、排水や地下水など水の面でも課題が多い。鳥獣被害も増加する一方である。(集落共通)

(2) 地域における農業の将来の在り方

長期の販売を意識して、水稻・園芸作物・畜産等の品目を組み合わせた複合化を進める。
また、複合化にあわせ、所得を確保するため系統・産直出荷以外の販路拡大に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落の農地利用については、認定農業者を中心に進め、基本構想水準到達者や今後育成すべき農業者などの中心経営体が担うものとし、入作を希望する他地区の中心経営体の受入れも促進するなどに対応していく。(集落共通)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構への貸し付けも検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農作業の効率化及び将来の担い手が利用しやすい農地とするため、基盤整備事業の実施について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手となる新規就農者を確保するため、研修や体験の機会を設けるなど参入しやすい環境づくりに取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。